



日本食研株式会社 札幌支店と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 160005 号)

日本食研株式会社 札幌支店 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

日本食研株式会社 札幌支店は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和3年6月1日
(当初締結日：平成28年8月8日)

日本食研株式会社 札幌支店
支店長

札幌市
市長

原田 雄輔

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 支店内に在庫する食品及び調味料サンプル等の温度及び期限管理を徹底します。
- 得意先における食品表示作成等のため、正確な商品情報の提供に努めます。
- 支店職員の衛生知識向上のため、定期的に研修を行います。